

6 川崎市大山街道ふるさと館条例

平成4年3月 30 日条例第 20 号

(目的及び設置)

第1条 川崎市における脇(わき)往還の一つである大山街道に係る歴史、民俗等に関する資料及び郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品等(以下「資料等」という。)の展示を行うとともに、市民に学習の場を提供し、もって市民の文化の発展に寄与するため、川崎市大山街道ふるさと館(以下「ふるさと館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 ふるさと館の位置は、川崎市高津区溝口3丁目 13 番3号とする。

(事業)

第3条 ふるさと館は、次の事業を行う。

- (1) 資料等の展示に関する事。
- (2) 施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用に関する事。
- (3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)にふるさと館の管理を行わせる。

- (1) ふるさと館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できる事。
 - (2) 事業計画書の内容が、ふるさと館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものである事。
 - (3) 事業計画書の内容に沿ったふるさと館の管理を安定して行う能力を有する事。
- 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、ふるさと館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他のふるさと館の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 ふるさと館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時 30 分から午後9時 30 分まで(展示室にあつては、午前 10 時から午後5時まで)
休館日	12 月 28 日から翌年の1月4日までの日

(利用許可)

第8条 別表に掲げるふるさと館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適當であると認めるときは、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合においては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第16条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって、利用者が生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第17条 資料等又は施設等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(運営協議会)

第18条 ふるさと館の円滑な運営を図るため、川崎市大山街道ふるさと館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(運営協議会の組織等)

第19条 運営協議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成4年7月29日規則第66号で平成4年8月1日から施行)

附 則(平成9年11月21日条例第47号)

この条例は、平成9年11月25日から施行する。

附 則(平成12年12月21日条例第80号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年7月1日条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に4条を加える改正規定(第4条第2項及び第3項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

附 則(平成21年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(川崎市スポーツ振興審議会条例等の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に教育委員会が行った処分その他の行為で、施行日においてこの条例の附則の規定による改正後の次に掲げる条例の規定により当該行為を行うべきものが市長となるものは、施行日以後においては、市長が行った処分その他の行為とみなす。

(1) 川崎市スポーツ振興審議会条例

(2) 川崎市とどろきアリーナ条例

- (3) 川崎市体育館条例
- (4) 川崎市スポーツセンター条例
- (5) 川崎市武道館条例
- (6) 川崎市市民ミュージアム条例
- (7) 川崎市岡本太郎美術館条例
- (8) 川崎市大山街道ふるさと館条例

別表(第8条、第9条関係)

種別		利用料				
		午前	午後	夜間	全日	
		9時30分～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時30分～9時30分	
イベントホール(附帯設備を含む。)		1,900円	2,400円	3,100円	7,400円	
和室(附帯設備を含む。)		600円	700円	1,000円	2,300円	
会議室(附帯設備を含む。)	区画しない場合	1,400円	1,600円	2,200円	5,200円	
	区画する場合	第1会議室	600円	700円	1,000円	2,300円
		第2会議室	800円	900円	1,200円	2,900円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。

7 川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則

平成 22 年 3 月 31 日規則第 38 号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市大山街道ふるさと館条例(平成4年川崎市条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により川崎市大山街道ふるさと館(以下「ふるさと館」という。)の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下「事業計画書等の提出」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度のふるさと館の管理に係る事業計画書及び収支計算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件(以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者(以下「指定管理予定者」という。)とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

（協定）

第6条 指定管理者は、市長とふるさと館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

（利用許可の申請）

第7条 条例第8条の規定により、ふるさと館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設等を利用しようとする場合にあつては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、申込月の25日から28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同号の規定による申請がなかったこと、第11条の規定による利用の中止の届出があつたこと等により利用しようとする者がない施設等を利用しようとする場合にあつては、申請期間経過後においても利用日の3日前まで申請することができる。

（利用許可書の交付）

第8条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可をしたときは、原則として当該利用に係る許可書を申請者に交付するものとする。

（利用料金の減免申請）

第9条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。

（利用料金の減免）

第10条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は次のとおりとする。

- (1) 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事業のため使用する場合 利用料金の5割相当額
- (2) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用する場合 利用料金の5割相当額
- (3) 市が指導及び育成を行うことを必要とする団体が、その目的のため使用する場合 利用料金の5割相当額

2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用中止の届出)

第 11 条 ふるさと館の施設等の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用を中止しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の支払)

第 12 条 条例第9条に規定する利用料金は、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。

(利用料金の返還)

第 13 条 条例第 11 条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第 13 条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第7条第1項の利用許可を取り消した場合
利用料金の全額

(2) 施設等の利用者が利用日の3日前までに利用中止を届け出た場合 利用料金の全額

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認める場合 市長が認める額

(利用期間等の制限)

第 14 条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

(協議会の所掌事務)

第 15 条 条例第 18 条の規定に基づく川崎市大山街道ふるさと館運営協議会(以下「協議会」という。)

は、市長の諮問に応じて、ふるさと館の運営に関する重要事項について調査審議する。

(協議会の組織等)

第 16 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 本市の区域内に設置された学校の教育職員

(2) 本市の区域内の社会教育関係団体等から推薦された者

(3) 本市の区域内に住所を有する郷土、歴史及び文化に関する知識及び経験を有する市民

(4) 学識経験者

3 前項第3号の市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の会長及び副会長)

第 17 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 18 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(遵守事項)

第 19 条 利用者は、ふるさと館の利用に際しては指定管理者の指示に従わなければならない。

(委任)

第 20 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市民・子ども局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 川崎市大山街道ふるさと館運営協議会規則(平成4年川崎市教育委員会規則第8号)の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

別記様式

<p>指定管理者指定書</p> <p>川崎市指令 第 号</p> <p>住所</p> <p>名称</p> <p>代表者の氏名 様</p> <p>を川崎市大山街道ふるさと館の指定管理者に指定しましたので、 川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則第5条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>川崎市長 印</p>	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで